

大阪シティバス株式会社

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して本市が策定した民営化プランの内容を着実に実現すること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

本市が策定した民営化プランの内容は市営バス事業を引き継いで実現するものであり、当該事業を譲り受けた当該法人以外にその内容を実現する主体は存在しないため。(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(ア)に該当)

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

民営化プランの内容を実現するための事業を持続的かつ安定的に維持し、発展させること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

民営化プランには、必ずしも当該法人の収益に直接につながらない内容（不採算路線の維持）のものもあることから、これらを着実に推進するためには、当該法人の事業活動の方針等について、当該法人の自律性にゆだねるのではなく、本市が一定の指導及び調整をする必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。